第14号様式（第８条関係）
（その１）

整理番号	835

収　支　報　告　書

令和 7 年分
（令和　年　月　日開催分）

（ふりがな）
1 政治団体の名称　とよざわまさのぶこうえんかい　豊沢まさのぶ後援会

2 主たる事務所の所在地　501-3722　美濃市曽代字2301番地3

3 代表者の氏名　豊澤正信

4 会計責任者の氏名　豊澤肥女子

5 事務担当者の氏名　豊澤正信

（電話）　0575(33)0713　090 5636 8745

岐阜県選挙管理委員会 中濃地方事務局 収 令和 -8.3.-5 受 中選第 号
（受付印）

政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ ２以上の都道府県の区域等
- ☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☑ 無
- ☐ 有の場合
  - 公職の種類
  - 資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の16の３第１項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体

公職の候補者の氏名等

公職の種類等

資金管理団体の指定の期間

令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表　　（全欄要記入）

	十億	百万	千	円
収入総額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				0
（前年からの繰越額）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				0
（本年の収入額）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				0
支出総額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				0
翌年への繰越額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				0

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	十億	百万	千	円
金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				0
員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				人

(2) 寄附	金額 十億	百万	千	円	備考
ア 寄附（イを除く。）の区分					
(ア) 個人からの寄附				0	←様式（その７－１）の合計金額
[うち特定寄附]					
(イ) 法人その他の団体からの寄附				0	←様式（その７－２）の合計金額
(ウ) 政治団体からの寄附				0	←様式（その７－３）の合計金額
小計 (ア)＋(イ)＋(ウ)				0	
[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]					←様式（その８）の合計金額
イ 政党匿名寄附				0	←様式（その９）の合計金額
合計（ア＋イ）				0	

（その17）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	□	☑	
イ 建物	□	☑	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ 金銭信託	□	☑	
キ 有価証券	□	☑	
ク 出資による権利	□	☑	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（注）　「有」に「✓」を記入した場合は、項目別に別葉で、様式（その１８）にその内訳を記載してください。

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

3　確認書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和　7　年　9　月　6　日

政治団体の名称　豊沢まさのぶ後援会

会計責任者の氏名　豊澤 肥寸子

（備考）

会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。